

第41回長野県景観審議会議事録

日 時：平成21年(2009年) 6月9日(火)
午後 1 時30分から 3 時20分まで
場 所：県庁議会棟 4 階 402会議室

1 日 時：平成21年(2009年)6月9日(火) 午後1時30分から3時20分まで

2 場 所：県庁議会棟4階 402会議室

3 出席者

(1) 審議会委員(五十音順、敬称略)

出 澤 潔	一級建築士 (社)長野県建築士会名誉会長
勝 山 敏 雄	一級建築士 前長野市景観審議会委員
木 澤 政 源	長野県屋外広告士会会長 (株)キザワ代表取締役社長
木 下 徳 康	写真家 日本写真家協会員
小 坂 保 司	長野県広告美術塗装業協同組合連合会常任相談役 (株)電弘代表取締役会長
小 林 三 郎	長野県町村会建設部長 小谷村長
小 松 郁 俊	諏訪市まちづくり推進会議幹事長 小松内科クリニック院長
関 邦 則	一級建築士 (社)長野県建築士会会長
藤 居 良 夫	信州大学工学部土木工学科 准教授
益 山 代利子	松本大学総合経営学部観光ホスピタリティ学科 准教授
矢 澤 由美子	飯田地球温暖化対策地域協議会副会長 NPO法人緑の家学校飯田校会員
山 下 大 輔	旅館業(ペンション経営) 峰の原高原旅館組合副組合長

(2) 長 野 県

小 澤 洋 一	建設部建築技監
小 林 典 雄	建設部建築指導課長
倉 石 耕太郎	建設部建築指導課 課長補佐兼景観係長
内 田 和 孝	建設部建築指導課 景観係主査
池 田 尚	建設部建築指導課 景観係主査
芝 野 茂 輝	建設部建築指導課 景観係技師

4 資 料

(1) 長野県景観計画の一部変更に関する資料

資料 - 1 長野県景観計画等の概要について

資料 - 2 八ヶ岳山麓景観育成重点地域景観計画の区域削除(茅野市)について

資料 - 3 八ヶ岳山麓景観育成重点地域景観計画の区域削除(茅野市)への意見

(2) 屋外広告物条例の規定による規制地域の指定に関する資料

資料 - 4 屋外広告物規制地域の指定(案)

資料 - 5 屋外広告物条例の概要について

資料 - 6 屋外広告物規制地域の概要と規制図(案)

(3) 景観施策の現況等に関する資料

資料 - 7 景観育成推進事業について(平成21年度景観関連予算について)

資料 - 8 県内の景観行政団体等の状況

資料 - 9 景観育成住民協定の概要

資料 - 10 長野県景観育成計画の概要

以下議事要旨

1 開 会

(倉石課長補佐)

ただいまから、長野県景観審議会を開催いたします。

私は、建築指導課課長補佐兼景観係長を務めております倉石でございます。

本日、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

この審議会でございますが、本来ですと、建設部長が出席をさせていただくところですが、本日所用がございまして、欠席をさせていただいております。

そこで、部長に代わりまして、小澤建築技監からごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

(小澤建築技監)

お忙しいところありがとうございます。建築技監の小澤洋一でございます。どうぞよろしくお願い致します。

本日は、本来であれば、今司会からありましたが、部長が出席すべきところですが、所用のため欠席をしておりますので、代わって、一言ごあいさつをさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、公私ともご多忙のところを、本日の審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

また、日頃から景観行政を始めとします、県政全般に渡りまして、深いご理解、ご協力を賜りまして、改めて感謝を申し上げます。

本日の審議会は、委員の任期満了に伴います改選後の初めての審議会でございますので、皆様へは、過日、委嘱状をお送りさせていただきましたとおり、これからの2年間、県の景観施策の推進などに向けまして、様々なご意見を頂戴したり、お知恵を拝借できればと考えております。

さて、これまで本県では、国の景観法の施行を踏まえ、県景観条例の改正や、県景観計画の策定を、全国に先駆けて実施し、景観の保全、あるいは育成のための様々な施策を積極的に展開して参ったところでございます。

また、長野県の中期総合計画におきましても、「美しく魅力的な景観づくり」が、主要な施策目標のひとつに位置づけられているところでございます。

県としましては、この計画に盛り込まれた施策を始めとした、景観行政の推進に向けまして、関係機関の協力も得ながら、引き続き、積極的に取り組んで参る所存でございますので、委員各位におかれましても、より一層のご指導、ご鞭撻を賜りたいと存じます。

次に、本日の審議会でございますが、先ほども触れましたように、委員の委嘱を申し上げて最初の審議会でございますので、まずは、この審議会の会長のご選任をお願いしたいと存じます。

その他に、本日県からは、2つの諮問をお願いしたいと思います。

1つ目は、県の八ヶ岳山麓景観育成重点地域景観計画の区域のうち、茅野市の区域について、この計画から除外するためのものでございます。

これは、現在、茅野市が景観法に基づく景観行政団体への移行の準備を進めておりまして、

これに伴い、長野県景観計画の区域から除外される見込みでありますことから、先ほどの重点地域景観計画を変更する必要が生じたためでございます。

なお、今回の審議会でご審議をいただき、その後、都市計画区域に関しましては、長野県都市計画審議会にお諮りをしたうえで、計画の変更に向けた事務を進める予定としております。

2つ目は、県屋外広告物条例に基づく規制地域の指定に関してでございます。

先ごろ、一部が開通をしております、上田市内の一般国道18号「上田バイパス」などの沿道につきまして、規制地域の指定を行い、沿道の良好な景観の保全を図ろうとするものでございまして、上田市から指定の要望を受けておりますことから、今回、お諮りをしたいと存じます。

いずれの諮問につきましても、今後の景観施策の展開を図るうえで、あるいは、良好な景観を保持するために必要なものと考えておりますので、委員各位の忌憚のない、ご意見を頂戴できればと考えております。

以上、よろしくご審議の程をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、あいさつに代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

(倉石課長補佐)

最初に申し上げますが、県庁ではまだ、冷房などが入っておりませんので、お暑い方は上着を脱いでいただければと存じます。我々事務局の方も、クールビズで対応をさせていただきますので、よろしくお願い致します。

それから、初めての委員さんもおいでですので一言申し上げますが、当審議会は県審議会の規定に基づきまして、公開で行っております。審議会の内容につきましては、後日、県のホームページに掲載することになっておりますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

それでは、続きまして、本日の委員の皆様の出欠の状況でございます。新しく委嘱を申し上げた委員の名簿をお手元にお配りしてございます。右手の方から、五十音順にご着席をいただいております。先ほど、小澤技監からもありましたように、これから2年間、審議会の委員として、よろしくお願い致します。

名簿にもございますとおり、委員の総数は14名でございます。既に、欠席ということで、久米委員、芹澤委員からは報告をいただいております。それから、木下委員が少し遅れているようでございます(後刻到着し審議に参加)。現在、出席されている委員さんは11名でございます。従いまして、委員の過半数の出席が得られており、長野県景観条例第40条第2項に基づき、会議が成立しておりますことを、まずもって報告させていただきます。

次に、事務局より、建築指導課長が自己紹介をいたします。

(小林建築指導課長)

建築指導課長の小林でございます。皆さんの意見を頂戴しながら、景観育成を進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

(倉石課長補佐)

今回は、委員の皆様を新しく委嘱申し上げてまして、初めての審議会でございます。この後、審議会の会長の選出などをお願い致しますが、それまでの間につきましては、私の方で進行を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

議事に入ります前に、本日の審議会の資料の確認をお願い致します。

資料につきましては、予めご送付させていただいております。本日もご持参いただくよう、お願いしておりますのでございます。もし、資料をお持ちでない委員さんがおられましたら、事務局の方に予備もございますので、お申し出をいただければと思います。よろしいでしょうか。

それから本日、お配りをした資料がございます。本日の次第、パブリックコメントに寄せられた意見、本日、写真・映像等で説明させていただきます「屋外広告物規制地域の指定について」、それから、A3の資料で「長野県の観光地における廃屋対策の検討について」を、お配りしてございます。お手元でございますでしょうか。

3 会議事項

(倉石課長補佐)

それでは、次第の3に基づきまして、議事に入らせていただきます。

始めに、議事の(1)「会長の選出及び会長代理の指名」を議題と致します。

この審議会の会長につきましては、長野県景観条例第38条第1項の規定により、委員各位の互選によることとされております。

従いまして、委員の皆様から、立候補又はご推薦をお願いできればと思います。本日初めてではございますが、委員名簿等ご覧いただき、立候補又はご推薦があれば、どなたかよろしくお願い致します。

(小坂委員)

お見受けしましたところ、自分で立候補をとという方はお見えにならないようですので、誠に僭越ではございますが、私の方から推薦を申し上げたいのですが、お許しをいただきたいと存じます。

会長には、長い間この審議会の委員を務められ、そして広い見識をお持ちの、出澤 潔さんをお願いしてはどうかと思います。よろしくご検討いただけたら、ありがたく存じます。よろしくお願い致します。

(倉石課長補佐)

ありがとうございました。今、小坂委員の方から、出澤委員のご推薦がございました。他にはよろしいでしょうか。

それでは、出澤委員さんを会長に、とのご推薦をいただきましたので、それでよろしいでしょうか。

(各委員)

(拍手)

(倉石課長補佐)

それでは、出澤委員さん、会長職をお願いできますでしょうか。

(出澤委員)

(了承)

(倉石課長補佐)

よろしくお願い致します。

ここで、議事の都合がございますので、会場の時計で、(1時)45分まで休憩とさせていただきます。時間になりましたら再開致しますので、よろしくお願い致します。

【休憩、再開】

(倉石課長補佐)

それでは、議事を再開させていただきます。

これからの議事の進行につきましては、長野県景観条例第40条第1項の規定によりまして、出澤会長さんをお願いを致します。

それでは、ご挨拶をいただきまして、議事の進行の方をよろしくお願い致します。

(出澤会長)

ただいま、この審議会の会長をご指名いただきまして、仰せつかりました、出澤でございます。

大変に不慣れでございますが、委員の皆様や、事務局の皆様のお力添えをいただきながら、会の運営に当たって参りたいと思います。どうかよろしくお願い申し上げます。

委員の皆様の活発なご審議によって、この審議会が有意義なものとなって、また、議事が円滑に進みますよう、皆様のご協力をお願いして、はなはだ簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願い致します。

(出澤会長)

それでは、議事を進めて参りたいと思います。

まず、会長代理の指名でございますが、長野県景観条例第38条第3項の規定により、私の方から指名させていただきます。

それでは、学識経験者として、幅広い分野でご活躍をいただいております、藤居委員さんをお願いをしたいと思います。

次に、今日の審議会の、議事録署名委員でございますが、矢澤委員さんと、山下委員さんでお願いをします。

それでは、議事を進めて参ります。各委員さんの活発なご議論をお願いしたいと思います。

先ほど、事務局の方からお話しがありましたが、会議事項の(2)と(3)につきましては、長野県景観条例第5条第2項、並びに、屋外広告物条例第4条第2項及び第8条第3項の規定によって、長野県知事から諮問がされております。

ただいま、私の手元には諮問書が届いておりますが、各委員さんのお手元にも、写しがあるかと思っております。

始めに、議事の(2)「長野県景観計画の一部変更について(諮問)」を議題とします。

事務局から諮問の内容について説明をしてください。

(池田主査)

<資料 - 1 ~ 3 についてパワーポイントを用いて説明>

(出澤会長)

ただいま事務局から説明のありました事項につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(出澤会長)

質問ではなく、もう少し説明をお願いしたいのですが、茅野市が景観行政団体へ移行するというので、先ほど説明をいただきましたが、資料の9ページの、届出基準(主なもの)を拝見しますと、これまでの県の基準と大きな変更はないという理解で良いのでしょうか。

(池田主査)

(資料2の9ページで、長野県の「届出の行為」について)長野県の重点地域の基準は、この太線で囲まれた部分でありまして、茅野市については、市の全域が景観計画の区域になりますので、茅野市の区域を(農村集落・森林山地、市街地の)2つの区域に分けて、基準を定めております。実は、この資料は、茅野市が4月に住民説明会を行った際のものを使用しているのですが、県とほぼ同様に、大きく変更とはなりません。

例えば、建築物の新築、増改築につきましては、県の重点地区では、床面積が20平方メートルを超えるものについて、届出をお願いしておりますが、茅野市においては、(農村集落・森林山地では)床面積が20平方メートルを超えるもの、市街地では300平方メートルを超えるものとなっております。

ただ、重点地域ではない、大規模と書かれている地域については、一般的な届出の基準になりまして、(県の)大規模と重点地域の基準と、茅野市を見比べていただくと、若干強化されている部分と、そのまま、緩和はされていない部分があるということでございます。

(出澤会長)

若干厳しくなっているということでしょうか。

(池田主査)

そのように認識しております。

(出澤会長)

なにか、ご意見などはございますか。はい、どうぞ。

(小松委員)

この地域は、景観が大変素晴らしいところで、長野県の実見の明と言いますか、県の重点地域に指定をされて、景観の保全がうまくいっている地域であると思っています。それまでは、かなり乱開発が行われていた状況もありましたので、重点地域に指定されて良かったと思っています。

そして、今回、変わらず同様な規制の網が掛かってくることは、大変良いことだと思っているのですが、この道路の沿道の屋外広告物については、今回のお話しとは関係がないのでしょうか。それとも、茅野市の方でなにか考えがあるのでしょうか。

(池田主査)

屋外広告物に関しましては、現在、茅野市では、新たに屋外広告物条例を制定するのか、検討をしているところであります。景観行政団体への移行に当たって、制限をする予定というものはございません。

改めて、茅野市として、(屋外広告物)条例を策定する計画があるとお聞きをしております。

(小林建築指導課長)

少し補足をさせていただくと、屋外広告物の規制につきましては、県と景観行政団体が行えることになっておりまして、松本市や飯田市が独自の屋外広告物条例を策定し、地域の実情に合わせた規制を行っておりますが、茅野市は景観行政団体に移行しておりませんので、今後の話になるとは思いますが、移行後につきましては、独自条例を策定いただいて、地域の実情に合った規制を行っていただくのが、いちばん良いのではないかと、思っております。

(出澤会長)

よろしいですか。他にいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

(藤居委員)

茅野市の届出基準にある、市街地と、それ以外の農村集落・森林山地の分け方については、おおよそどのようなものなのでしょうか。

(池田主査)

これが(資料2の)パワーポイントの8ページになりますが、市街地と呼ばれているのがこの赤色で囲まれた、都市計画法上の用途地域に指定されている地域であり、その他の地域は赤色の地域以外の地域ということで、計画をしているところでございます。

(藤居委員)

そうであれば、元々県の重点地域の基準よりも、茅野市で考えられている、県の重点地域に相当する基準というものは、一部規制が強化されるということでしょうか。

(事務局)

(同意)

(出澤会長)

よろしいですか。はい、他にになにかご意見ございますでしょうか。どうぞ。

(関委員)

パブリックコメントを寄せられた方も、多分そうだと思うのですが、県の重点地域と茅野市の農村集落・森林山地というものとの、位置関係などが、多分、よく整理ができていない状態なのだろうと思います。

この表の重点地域の基準が、茅野市のこの地域に移行をするという単純な図式であれば、理解がしやすいのかなとも思うのですが。

パブリックコメントのご意見も、心情的には理解ができなくはないですが、仕組みの上では、存在しないということですので、仕方がないのかなと感じております。

(出澤会長)

他にございますでしょうか。どうぞ。

(小松委員)

茅野市が、景観行政団体に移行して、独自の景観計画を策定した際には、県の重点地域に相当する地域を新たに定めたいというような意向を持っているのでしょうか。県として、何か話を聞いていますか。

(小林建築指導課長)

茅野市の区域は、県の重点地域の区域と全く同じでありまして、そのうちの農村集落・森林山地の地域が、強いて言えば、県の重点地域に相当すると言えるだろうと思います。この地域の名称については、まだ流動的ではございますけれども。

それで、市街地につきましては、ある程度、県の届出基準よりも、若干緩い部分もありますが、商業振興も必要であるとしております市の実情に合わせまして、多少は、県の重点地域の基準よりも緩くはなっている、このように思っております。

(出澤会長)

よろしいですか。

(小松委員)

はい、解りました。

(出澤会長)

他にご意見はございますか。

それでは、ご意見、ご質問は出尽くしたと考えてよろしいでしょうか。

では、諮問については同意するということで、答申してよろしいでしょうか。

(各委員)

(異議なし)

(出澤会長)

それでは、そのように取り計らうことと致します。

次に、議事の(3)でございますが、「屋外広告物条例の規定による規制地域の指定について(諮問)」を議題とします。

事務局から諮問の内容について説明をしてください。

(芝野技師)

<資料 - 4 ~ 6 についてパワーポイントを用いて説明>

(出澤会長)

ただいま説明がありましたが、ご質問、ご意見などございますでしょうか。
小坂委員さんいかがですか。ご指名して申し訳ございません。

(小坂委員)

やむを得ない規制なのかな、と思いますが、ここは、市街地からそう遠くない道路のようですが、将来、ここで営業行為をされる方が、今後多くなるのではと思われます。そこで、同じ路線で許可地域と禁止地域とに規制を分けたことは、事情は理解できるのですが、問題は、どこで線引きをするのかではないかと思われます。と言いますのは、許可地域と禁止地域では、条件が異なるわけであり、条件が異なるということは、掲出できる屋外広告物の規模などといった様々なことが異なるわけでありまして、近隣の者の中で条件が異なることが、果たして公平公正な扱いと言えるのか、疑問が残ります。

しかし、どこかで(一定の線引きを)しなければならぬので難しいのですが、このあたりを、上田市でも県でも、十分ご配慮をいただきながら、扱いを決められたのであれば、やむを得ないのですが、この点は、常に心配をしておりますので、慎重にお願いをしたいと思います。

(出澤会長)

他に、ご質問、ご意見などありますか。

(関委員)

道路が延伸して、早い時期に規制をしていただくことは、良いことだと感じております。常々、道路と景観はセットで進めるべきと思っておりまして、今回の規制の趣旨には賛成するものであります。

資料 - 6 の図を拝見しますと、今回、規制を計画している道路の北側では、両側300メートルが禁止地域であったり、許可地域については、面的とも言える規制になっているわけですが、その中で、今回の両側100メートルという線的な規制という扱いについて、少し教えていただければと思います。

それから、(規制を計画している道路の南側の)市道の部分では、既存の許可地域と重なっている部分があるようですが、ここはどのような扱いになるのでしょうか。

(芝野技師)

道路からの展望規制でありますので、規制地域が重なる場合については、それぞれの道路から展望できる看板が、それぞれ規制がされるとお考えいただければと思います。

規制の幅についてですが、既存の道路では、300メートルあるいは500メートルの幅で規制をしておりましたが、上田市の方で、地域の実情や、その地域の地形的な特徴なども勘案したところ、実態としては、100メートルの幅で、眺望景観を守ることができるとの判断をされたところです。

既存の18号バイパスは、平成元年に規制がされていますが、当時はこのような考え方で、高

架からの展望規制や、高速道路などからも展望が利くため、300メートルや500メートルといった幅で規制をしておりましたが、上田市内の道路で、最近規制をした一般国道143号や、坂城方面へ向かう一般国道18号のバイパスの事例では、必要最低限の幅で規制をするというスタンスでありまして、100メートルの幅の規制になっています。

（関委員）

念押しですが、（許可地域と禁止地域の）色が重なる部分については、禁止地域になってしまうという理解で良いのでしょうか。

（芝野技師）

道路から展望ができないものは、規制の対象になりませんのでそこでの判断となります。

（倉石課長補佐）

禁止地域、許可地域につきましては、その指定している道路から見てどうであるのかで判断をしますので、例えば平行している道路が両側にあった場合で、禁止地域と許可地域が重なっておりまして、一方の道路から見えるのか、あるいは、もう一方の道路から見えるのか、その方向性で、一方からの禁止地域、もう一方からの許可地域であるなど、規制が重なっても、それぞれの道路から展望が利くのかという部分で変わってきますので、禁止地域と許可地域が重なる場合は、単純に禁止地域ということではございませんので、それぞれの道路からの展望で判断をするということになります。

（出澤会長）

他にいかがですが、どうぞ。

（益山委員）

質問ですが、（資料 - 6 の）緑色の許可地域の部分ですが、こちらを許可地域とする根拠は、商業活動が盛んな地域であるから、という理解でよろしいでしょうか。それと、禁止地域と許可地域の間を横に走っている、市道染屋西野竹線と、規制が予定されているバイパスとの交差点には信号があるのでしょうか。もし、信号があれば、ここに停車した車は、許可地域側の交差点には看板があり、禁止地域側には看板が無いという状況になる、という理解で良いでしょうか。

（倉石課長補佐）

まず、後段のお尋ねですが、許可地域と禁止地域の境界がどうなるかですが、基本的には市道との交差点を境に、北側が許可地域、南側が禁止地域になりますが、バイパスを通行していた場合、この交差点を境に地域が変化する、とお考えいただければ良いと思います。

さきほど、許可地域と禁止地域の交差する地点についてのお話がありましたが、どの場所からの展望なのかで判断をいただくこととなります。

最初のご質問ですが、上田市でも、商業の発展が今後見込める地域については、許可地域としたいということでありまして、これは、現在の許可地域には、大型のスーパーなども所在しておりまして、今後の出店も予想されることなどから、許可地域として指定を行い、その地域

以南につきましては、現状ではそのような動きがないといった中で、禁止地域の指定をするということでございます。

(出澤会長)

他に、ご質問、ご意見はございますか。

それでは、ご質問、ご意見ないようでございますので、諮問のとおり異存がないということで答申をすることで、よろしいでしょうか。

(各委員)

(異議なし)

(出澤会長)

それでは、そのように取り計らいたいと思います。

では、これから答申書を作成いたしますので、お待ちをいただきたいと思います。

(出澤会長)

それでは、答申書をお渡しします。

<出澤会長が答申書を小澤建築技監へ手渡す>

(小澤建築技監)

どうもありがとうございました。

(出澤会長)

それでは、議事(4)の「その他」について、事務局の方からお願いします。

(内田主査)

<資料 - 7 ~ 10について説明>

(倉石課長補佐)

<資料「長野県の観光地における廃屋対策の検討について」を説明>

(出澤会長)

今、いろいろご報告がありましたが、何かご質問などありますでしょうか。

(小松委員)

教えていただきたいことがあるのですが、各市町村が新しく景観行政団体に移行した場合に、今まで、県が進めてきた住民協定については、どのような扱いをすべきなのか、実際困っているのですが、諏訪市の場合は、新しく制定した景観条例に、住民協定の認定が行えるように組み込んだのですが、この扱いが今後どうなってゆくのでしょうか。もし、市町村で扱いがバラバラだと、せっかく育ててきた協定の認定制度が崩壊してしまうような気がしますので、是非、県として適正な指導をするなり、県として何か方針を示すなりできるのか、お聞きをしたいと

思います。

（内田主査）

市町村の独自条例が策定された際に、県の住民協定の認定制度に類するものが、盛り込まれる場合もありますが、率直に申し上げて、そうでない場合もございます。

独自条例を策定した市町村には、県の条例は原則として及ばなくなりますので、それ以降その市町村での認定はできなくなるとの考えもあるのですが、県の条例の趣旨からすると、そのような認定の希望があった場合は、それは不可能ではないと考えております。

ただ、本来は、新しく景観行政団体になられたのであれば、その市町村で、何らかの形で、県の条例の趣旨に沿うような、取り組みを続けていただければありがたい、とは考えております。

（倉石課長補佐）

茅野市が景観行政団体へ移行する際のイメージ図をご覧いただいたように、基本的には、市町村が、移行をする前の段階から、景観計画や景観条例など内容について、打合せをさせていただいております。景観行政団体になろうとする市町村には、基本的に、県の条例なり計画なりの規定の趣旨については引き継いでいただくようお願いはしております。

少なくとも、これまで移行した、中核市である長野市以外の市町村については、その名称はどうであれ、県と同様の趣旨の制度を入れ込んでいただいております。

ただ、今担当からも説明がありましたように、景観の二重行政は基本的に行えませんので、市町村の条例の中に、県と同様の趣旨の制度ができれば、基本的には、それ以降は市町村で引き継いで、実施いただきたいというようなことはお願いをしているところでございます。

（小松委員）

ありがとうございます。

（出澤会長）

他に、ご質問なり、ご意見なりございますでしょうか。

ひとつ、教えていただきたいのですが、景観育成住民協定が、162件認定になっている、5年以上の有効期限を持つものについて、とのことですが、現在、この協定の機能が失われているのか、いないのか、また、協定として存続しているのか、いないのか、そのあたりのことが、件数が多くなればなるほど解りにくい部分もあると思うのですが。状況についての資料をお出しただければありがたいとも思うのですが。

（倉石課長補佐）

この認定数は、平成4年度から、積み重なってきているものですので、細かな追跡調査までは難しい部分もありますが、各地域における住民協定については、10県域にそれぞれ設けております地域景観協議会と連携をいただく中で、積極的な活動をいただいている場合もございます。ちなみに来年度には、小諸市が景観行政団体に移行する予定であります。地域の住民協定やNPOなどが、地域の皆さんの意見を反映してほしい旨の提案を市に行っているという事例もございます。ただ、全ての協定が活発な活動をしているかといえますと難しい部分もござい

まして、現在のところは、本日配布しました資料などにより、説明をさせていただいているところ です。

県としましては、せっかくの住民協定でありますので、今後も積極的な活動いただくためには、その活動状況の情報発信が重要であると考えておりまして、その手段の1つとして、本年度、地域景観ネットワークというものを立ち上げて、これらの活動を県のホームページなどを通じて、情報発信を行うための、準備を進めているところでございます。

来年度に向けまして、この取り組みを実現したいと考えておりますので、その中で、住民協定についての細かな部分についても検討していきたいと考えております。

(出澤会長)

ありがとうございました。

他には、いかがでしょうか。どうぞ。

(藤居委員)

本日の、審議会と関係がないことで恐縮ですが、各市町村が景観行政団体になって、景観計画を策定された場合に、屋外広告物について、景観計画の中にどのように位置付けられるのでしょうか。独自の規定までは盛り込まずに、県の規定を踏襲しているところもあるのでしょうか。県としては、屋外広告物の関係では、市町村に独自の規定の策定を求めてゆかれるのか、あるいは県の規定を引き継いで欲しいとお考えなのか、参考にお聞きをしたいのですが。

(倉石課長補佐)

最初にもご説明しましたが、平成17年に景観法が施行になり、景観行政団体になった市町村につきましては、市町村自らが、屋外広告物条例を策定できることになりました。現在は、長野市、松本市、飯田市、小布施町が独自条例を策定しておりますが、景観行政団体になった市町村の全てが、独自条例を策定するわけではなく、策定を検討をしている段階の市町村もございます。

県としましては、景観法の趣旨からも、景観行政は、より身近な市町村で担っていただくべきであるとの考えから、景観行政団体への移行を目指す市町村数については、これを中期総合計画の数値目標に位置付けているところでございます。

景観と屋外広告物には密接な関係がございますので、市町村が独自条例を策定したいとの希望があれば、当然これを支援して参りますし、県一律の屋外広告物条例では、地域ごとに細かな規定までは困難ですので、市町村で細かな規定を行いたい場合であれば、支援をする考えでございます。

(出澤会長)

他に、ご質問なり、ご意見なりございますでしょうか。

その他ということでも、結構ですが、よろしいでしょうか。

それでは、出尽くしたようでございますので、以上で議事を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

4 閉 会

(倉石課長補佐)

ありがとうございました。

委員の皆さまには、長時間に渡り、活発なご審議をいただき、本当にありがとうございます。閉会にあたりまして、小澤建築技監の方から、お礼のごあいさつを申し上げます。

(小澤建築技監)

どうも、長時間に渡りまして、ご審議をいただき、また、先ほどは諮問させていただいた事項につきまして、それぞれ答申をいただきまして、大変ありがとうございました。

本日の答申の内容に基づきまして、速やかな施行に向けて進めて参りたいと思っております。

また、本日、委員各位から頂戴しました、ご意見などを踏まえまして、本県の景観の保全や育成に向けた施策の展開を、引き続き図って参りたいと考えております。

今後とも、より一層の、ご助言、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますが、お礼のごあいさつとさせていただきます。

本日は、大変ありがとうございました。

(倉石課長補佐)

それでは、これで、今年度第1回目の景観審議会を終了とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

< 終了 午後3時20分 >